



(3) 耐震改修費補助金

木造住宅の耐震改修工事費用の一部を市が補助するものです。工事着手前に申請が必要です。

対象者	補助対象となる木造住宅の所有者で市税等の滞納がない人
対象住宅	①昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅 ②主要構造部（壁、柱、床、屋根）が木造である住宅。ただし枠組み壁工法、丸太組工法は対象外（高床式については、高床の部分は対象外） ③併用住宅は過半以上が居住部分である住宅
補助金額	表1のとおり ※高齢者（65歳以上）または障害者を含む世帯の方は表2の工事も対象
受付期間	令和3年4月12日（月）から令和3年11月26日（金）まで ※令和3年12月10日（金）までに実績報告書を提出してください。

表1 補助金額

工事の区分	補助額	工事内容
全体改修工事	耐震改修に要した費用の3分の2（上限65万円）	基礎や壁等を補強し改修後の上部構造評点を1.0以上とする工事
シェルター補強工事	シェルター補強に要した費用の3分の2（上限30万円）	上部構造評点が1.0未満と診断された住宅に耐震シェルター等を1階部分に設置等する工事

表2 補助金額（高齢者または障害者を含む世帯のみ）

工事の区分	補助額	工事内容
シェルター補強工事	シェルター補強に要した費用の9分の8（上限40万円）	上部構造評点が1.0未満と診断された住宅に耐震シェルター等を1階部分に設置等する工事
部分耐震改修	耐震改修に要した費用の9分の8（上限40万円）	上部構造評点が0.7未満と診断された住宅を0.7以上または2階建て住宅の1階を1.0以上とする工事
部分耐震改修後の全体改修	耐震改修に要した費用の3分の2（上限25万円）	部分耐震改修を実施した住宅の上部構造評点を1.0以上とする工事

問合せ

見附市 建設課 TEL:0258-62-1700(内線250) FAX:0258-63-5775